

審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管部（局）・課 健康福祉本部 長寿社会課

| | | | | | |
|---------|--|--------|-------------------|-------|------|
| 法令名 | 介護保険法 | 法令の番号 | 平成 9 年法律第 1 2 3 号 | | |
| 許認可等の種類 | 介護支援専門員証の交付等 | 根拠条項 | 第 6 9 条の 7 | | |
| 審査基準 | <p>第 6 9 条の 2 第 1 項の登録を受けている者は、都道府県知事に対し、介護支援専門員証の交付を申請することができる。</p> <p>介護支援専門員証の交付を受けようとする者は、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修を受けなければならない。ただし、第 6 9 条の 2 第 1 項の登録を受けた日から厚生労働省令で定める期間以内に介護支援専門員証の交付を受けようとする者については、この限りではない。</p> <p>（厚生労働省令で定めるところにより行う研修）</p> <p>介護保険法施行規則第 1 1 3 条の 1 6</p> <p>法第 6 9 条の 7 第 2 項の厚生労働省令で定めるところにより行う研修(以下この条において「再研修」という。)は、介護支援専門員として必要な専門的知識及び技術の修得を図り、介護支援専門員の資質の向上を図ることを目的として行われるものとする。</p> <p>再研修は、居宅サービス計画、施設サービス計画及び介護予防サービス計画に関する専門的知識及び技術の修得に係るものをその主たる内容とし、かつ、要介護認定及び要支援認定に関する専門的知識及び技術並びにその他の介護支援専門員として必要な専門的知識及び技術の修得に係るものをその内容に含むものとする。</p> <p>再研修は、厚生労働大臣が定める基準を満たす課程により行うこととし、その実施に当たっては、当該課程において修得することが求められている知識及び技術の修得がなされていることにつき確認する等適切な方法により行われなければならない。</p> <p>（厚生労働省令で定める期間）</p> <p>介護保険法施行規則第 1 1 3 条の 1 7</p> <p>法第 6 9 条の 7 第 2 項の厚生労働省令で定める期間は、5 年とする。</p> | | | | |
| | 受付機関 | 長寿社会課 | 処理機関 | 長寿社会課 | 交付機関 |
| | | 標準処理期間 | 7 | 日 | 目次 |
| | | 標準経由期間 | | 日 | NO |